

寄附金取り扱い規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人山田科学振興財団（以下「本財団」という。）が受け入れる寄附金の取り扱いについて定め、公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本会が受領する寄附金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄附金 用途が特定されない寄附金
- (2) 特定寄附金 用途が特定された寄附金

(寄附金の受け入れ)

第3条 本財団は自然科学分野における基礎研究の基盤醸成と振興のため、以下の各号を満たす場合に限り、寄附金を受け入れることができる。

- (1) 定款に記載する本財団の目的、事業活動内容及び第4条第1項および第2項に定める寄附金の用途にかかる事項を寄附者が了解していること
 - (2) 金銭又は株式による寄附であるか、管理の容易性、当該資産の価値その他の事情を考慮したうえで、本財団の目的にかなうと本財団が認める資産による寄附であること
 - (3) 寄附の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと
 - (4) 寄附者が、反社会的勢力またはこれに準ずるものにあたらないこと
 - (5) 寄附によって本財団が、第三者の株式の過半数を有することとならないことその他寄附金を受けることによって本財団の活動に支障を来すおそれがないこと
 - (6) その他、本財団が寄附金を受けることが、社会通念上不相当であると認められる事情がないこと
- 2 本財団は、本財団の定める書式による寄附申込書の提出その他、本財団の定める方式による寄附の申し込みがなされた場合に限り、寄附金を受け入れることができる。

(寄附金の用途)

第4条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を、本財団の公益目的事業に使用し、その残額を管理運営費に使用するものとする。

2 特定寄附金は、寄附者が特定した用途に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第5条 本財団が寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に発行するものとする。

2 前項の受領書には、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金に係る結果の報告)

第6条 本財団は、寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付し、または本財団のホームページにおいて公開するものとする。

(情報公開)

第7条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等に供するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

第1条 この規程は、公益法人の設立の登記日から施行する(2011年5月29日理事会、評議員会決議)。

第2条 この規程の一部変更は、2024年5月18日(理事会で決議した日)から施行する。